

放課後等デイサービス事業所管理者様

静岡県福祉指導課障害指導班

放課後等デイサービスの報酬区分の導入について

国から示された平成30年度の報酬改定の概要のとおり、放課後等デイサービス（重心・共生型・基準該当を除く）の基本報酬に対する一律の単価設定が改められ、今後は利用者の状態像を勘案した**指標**（日常生活動作における介助の必要度・頻度等を点数化したもの）により報酬区分が決まります。

つきましては、改正内容に関する理解を深め、円滑な制度移行に御協力をお願いします。

記

1 基本報酬の区分

サービス提供時間		授業後3時間以上	授業後3時間未満	休業日
指標該当 児童の割合	50%以上	イ(1) 区分1の1 656単位	イ(2) 区分1の2 645単位	ロ(1) 区分1 787単位
	50%未満	イ(3) 区分2の1 609単位	イ(4) 区分2の2 596単位	ロ(1) 区分2 726単位

※単位数は定員10人以下の場合（児発管専任加算は廃止→基本報酬に統合）

2 指標該当児の確認方法について

支給決定市町による判断結果が、受給者証への記載又は通知文により保護者に通知されるので、その内容を確認（コピー）してください。（時期未定）

※判断の基準については、別添「資料1」参照。

3 指標該当児の割合による報酬区分の判定方法

(1) 区分の導入当初（平成30年4月）の場合

平成30年4月1日時点で契約の対象になっている利用児童数に占める指標該当児の割合により判定

例) $\frac{\text{利用児童16名（うち指標該当児4名）}}{16} = 25\% \Rightarrow$ 「50%未満」

(2) 導入後3月経過後（平成30年7月～平成31年3月）

平成30年4月～6月末の3ヶ月間の利用延べ人数を、指標該当児の延べ

利用人数で除して得た数（小数点第2位以下を切り上げ）により判定
例) $\frac{\text{延べ人数 750 人 (うち指標該当児 250 日)}}{\text{}} = 33.3\% \Rightarrow$ 「50%未満」

(3) 導入後1年経過後（平成31年4月～）

前年度1年間の利用延べ人数に占める指標該当児の割合により判定する。

※多機能型で児童発達支援と一体的な運営をしている場合、放課後等デイサービスの利用児童の契約・利用により判定すること（合算しない）。

例) 児童発達支援4名、放課後デイ6名→ 放課後デイ6名が判定の対象

4 報酬区分の届出について（体制届）

(1) 平成30年4月から区分1を算定する場合

4月から区分1を算定する場合には、4月15日までに体制届を提出。

(2) 平成30年7月に報酬区分を変更する場合（1→2の変更を含む）

7月15日までに体制届けを提出。

※現在指定を受けている事業者の報酬区分は、4月・7月以外に変更しません（指標の通知の遅れ及び指標の修正があった場合等を除く）

5 その他の留意事項

(1) 減算率の改正があります。特に個別支援計画未作成減算率は5%から30%（4ヶ月目からは50%）に大きく引き上げられますので不備のない計画の整備に努めてください。

(2) 平成29年3月までに指定を受けている事業所に対する経過措置（児発管の実務経験、無資格・未経験指導員を基準上の人員として配置）は廃止されます。これに伴い、人員欠如や加配加算の算定取り下げがあれば、届け出てください。

(3) 年1回以上の自己評価結果等が未公表の場合に減算の対象となりますので、なるべく早く取り組んでください。（減算は平成31年度以降）

(4) 改正後の報酬算定の以下の取り扱いについては未確認です。

(ア) サービス提供時間の区分の基準は、児童が事業所内で支援を受けた時間帯か、運営時間に定めた営業時間（＝基準に定められた従事者を配置して児童を受け入れる体制がとられている時間帯）か。

(イ) 「送迎が障害児の自立能力の獲得を妨げることのないよう配慮すべき」と示されることに伴う送迎加算の扱いへの影響。

担当 障害指導班

電話 054-221-3771

FAX 054-221-2142

事務連絡
平成 30 年 2 月 13 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの
報酬区分の導入について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 2 月 5 日に開催された「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、平成 30 年度報酬改定の概要をお示したところです。その中で、放課後等デイサービスの適切な評価を行うため、「現在一律の単価設定となっている基本報酬について、利用者の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。」こととしました。

具体的には別添のとおりですが、平成 30 年 4 月 1 日から全ての利用者に当該指標による判定を行うことは困難という意見もあるため、支給決定期間が更新されるまでの間（平成 31 年 3 月 31 日まで）に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も可とする予定です。

正式には、告示及び通知においてお示いたしますが、円滑な運用のため、準ずる状態として市町村が認めた場合の具体例等を下記のとおり事前にお示いたしますので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、当該作業を開始していただき、報酬改定の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. 指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合の例について
 - (1) 行動援護（障害者総合支援法第 5 条に基づく行動援護）の利用者である場合は指標の対象児とみなす。
 - (2) 5 領域 11 項目の調査（障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 14 号障害保健福祉部長通知）において、把握している状態に基づき次の①及び②に該当する場合は指標の対象児とみなす。

①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合

②行動障害および精神症状において、(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に1回以上」が1項目以上かつ(4)～(7)のうち「ほぼ毎日」が2項目以上の場合

なお、障害児の状態を判断するにあたり、利用中の放課後等デイサービス事業所に対してヒアリング等を行うことは差し支えない。

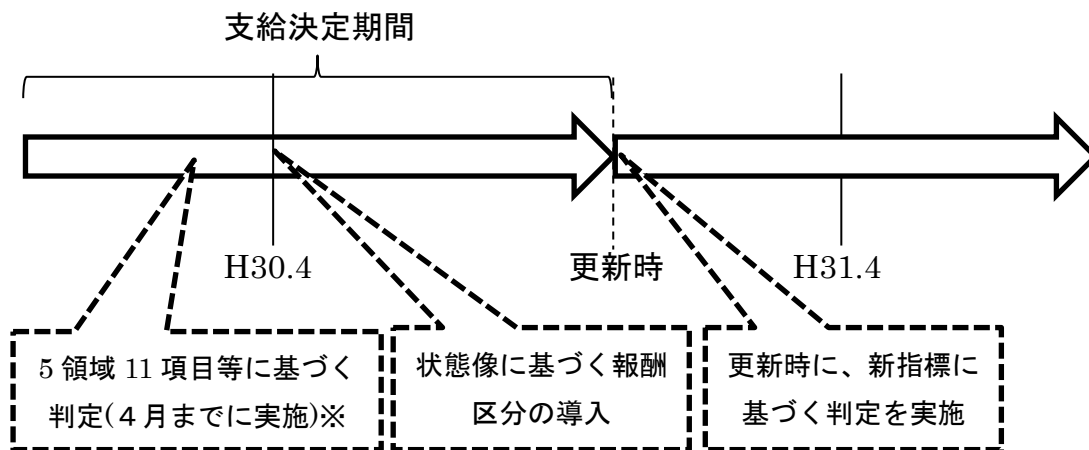
(3) 上記(1)、(2)により難い合理的な理由がある場合であって、市町村長が認めた場合には、他の適切な方法により、判定することができることとする。

2. その他の留意事項について

(1) 平成30年4月以降分の支給決定(更新含む)の際には、別添指標の該当の有無を判定すること。ただし、すでに支給決定事務が終了している場合はこの限りではない。

(2) 指標の該当の有無については、今後、受給者証に記載することとするが、当面の間は、別途通知する等により対応することとする。

(参考：現在の利用者に対する状態像判定のイメージ)



※30年4月までに新指標に基づく判定を実施することを妨げるものではない。

(別添)

放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（案）

食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする障害児又は別表に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上である障害児

※項目の判断基準は障害支援区分の取扱いに準ずる

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活への不適応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要

(参考) 5領域 1 1 項目

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害および精神症状	・ほぼ毎日 （週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。 (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 (7) 学習障害のため、読み書きが困難。

事務連絡
平成 30 年 3 月 2 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入について（その 2）

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬区分の導入に係る取扱いについては、平成 30 年 2 月 13 日付事務連絡において、障害児の状態の判定方法についてお示したところですが、これに関して、事業所の報酬区分の判定方法等についても、以下のとおり事前にお示いたしますので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図り、報酬改定の円滑な実施に御協力お願いいたします。

なお、本件についても、正式には、告示及び通知においてお示しすることを申し添えます。

記

1. 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について

(1) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。

放課後等デイサービスの報酬区分において、区分 1（1 の 1、1 の 2 を含む）を算定するには、食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上の障害児（以下「指標該当児」という。）の当該年度の前年度の利用延べ人数を、上記の延べ利用人数で除して得た数が 50%以上であること。

なお、この割合の算出に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

- (2) 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出すること。
例えば、児童発達支援4名、放課後等デイサービス6名の多機能型事業所の場合、6名のうちの指標該当児の割合により、報酬区分を算定するものである。
- (3) 新設、増改築等の場合の障害児の数については、
- ① 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3年以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
 - ② 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の利用延べ人数により算出すること。
 - ③ これにより難しい合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。
- (4) 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ人数により算出すること。

2. その他の留意事項について

- (1) 報酬区分については、増改築等の特段の事情がない限り当該年度末まで同じ報酬区分を算定すること。
- (2) 障害児の状態の判定に当たっては、前回事務連絡でも示したとおり、支給決定期間が更新されるまでの間（平成31年3月31日まで）に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も指標該当児とみなす予定であるが、障害児の状態が当該指標より著しく乖離したものとならないように配慮されたい。